# 「自由学園協力会規約」

前 文

自由学園協力会(以下、「本会」)は、創立者夫妻が私財を投じ、全身全霊を傾けて始めた教育の理念に賛同する 父母有志により昭和6年に設立された。

本会は、この経緯を心に留めて、自由学園がその教育理 念を実践するために、財政上その他の支援を行い、その 発展に協力することを目的とする。

本会は自由学園との信頼関係の維持・強化を何よりも優先する。

## 第1条(名称)

本会は「自由学園協力会」と称する。

## 第2条(目的)

本会は、自由学園の発展を願い、財政上、その他の支援を行うことを目的とする。

#### 第3条(事務所)

本会は、事務所を東京都東久留米市学園町1丁目 8番15号自由学園内に置く。

必要に応じて他に従たる事務所を置くことができる。

## 第4条(支部)

本会は、必要に応じて支部を設置することができる。

#### 第5条(事業)

本会は、目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 自由学園の支援に関する事業
- (2) 自由学園の生徒に対する教育共助金の貸与
- (3) 会報の発行
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

### 第6条(会員)

本会の会員は次の各号に該当する者で、本会に入会の申し込みをした者とする。

- (1) 自由学園在校生保護者
- (2) 自由学園卒業生
- (3) 自由学園卒業生父母
- (4) 自由学園教職員及び元教職員
- (5) 自由学園、婦人之友社、全国友の会に関係する者
- (6) その他、本会の趣旨に賛同し、自由学園 を支援したいと願う者

#### 第7条(寄付の募集)

- 1. 本会は、本会の会員から自由学園に対する寄付金 を預かり受け、自由学園に対し、各会員(寄付者) の氏名・寄付金額を明示した上、その寄付金を納 付する。
  - 2. 本会は、前項の寄付に関し、自由学園から各会員 宛の寄付金領収証を受領したうえ、各会員に送付 する。
  - 3. 本会の会員による第1項の寄付は、年度毎に協力 会が案内する期間内に行う1口5000円×任意の 口数による寄付(定期寄付)と、別の時期及び単 位による寄付(随時寄付)とする。

#### 第8条(退会)

本会の会員は、下記により退会する。

- (1) 書面による退会の届出
- (2) 寄付を5年以上行わなかった者
- (3) 本会の名誉を毀損する行為があり、会長より退会を申し渡された場合

#### 第9条(役員)

- 1. 本会に次の役員を置くこととし、学校法人自由学 園理事長が候補者を推薦し、総会において選出す る。
  - (1) 会長 1名会長は本会を代表し、会務を統括する。
  - (2) 副会長 3名以内 副会長は会長を補佐する。
- 2. 役員の任期は1期3年とし、3期までの重任を認 める。
- 3. 役員が任期途中で退任した場合には、後任役員の 任期は前任者の残存任期とする。
- 4. 会長が欠けた場合、会長の職務は予め定められた 順位により、副会長が代行する。

### 第10条 (参与)

- 1. 自由学園理事長及び学園長を参与とし、総会、委員会等本会の活動に出席を要請する。
- 2. 参与は会長に自由学園の意思を伝え、本会の活動において協力する。

#### 第11条(委員及び委員会)

- 1. 本会に第5項記載の委員を置き、会長が総会に推 薦し、総会において選任する。
- 2. 委員は、会長、副会長とともに委員会を構成する。
- 3. 委員会は、総会の決議または会長の指示に従って 会務を補佐・執行する。
- 4. 委員の任期は1年とし、重任を妨げない。 委員は任期満了後も後任者が就任するまで職務を 継続する。
- 5. 委員のカテゴリー
  - (1)保護者会委員

初等部、女子部、男子部、最高学部のそれぞれの年度の保護者会委員長

- (2) 卒業生委員
- (3) 関係団体委員
- (4) 卒業生父母及びその他委員
- (5) 自由学園事務長
- (6) 自由学園教職員代表(各部代表) 上記(1)(2)(3)(6)の委員は各カテゴリーを 代表して委員会に出席し、会の運営方針等 を出身母体に伝えるものとする。

#### 6. 委員の総数

委員の総数は50人以内とし、必要に応じて会長の 判断で70人まで増員することができる。

## 第12条(監事)

- 1. 本会に監事を置き、毎年度会計監査を行う。
- 2. 監事は、総会において選任し、任期は3年とする。
- 3. 監事は、役員または委員を兼ねることができない。

## 第13条(事務局)

本会に事務局を置き、自由学園理事長の推薦を受けて、若干名の担当者を会長が任命する。

### 第14条(総会)

- 1. 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は 毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内に会長が招集 する。
- 2. 自由学園理事長から要請があった場合、あるいは 会長が必要と認めた場合に臨時総会を開くことが できる。
- 3. 総会の招集に当たっては、開催日の2週間前までに、会議の目的、日時、及び場所を会員に知らせる
- 4. 総会は会員の出席者をもって成立し、各会員は 1 人1票の投票権をもつ。

- 5. 総会の議決は出席会員の過半数を持って決し、賛 否同数の時は会長が決する。
- 6. 総会は、書面または電磁的記録によって決議を行 うことができる。この場合、本会からの書面決議 による旨の通知に対し、書面による回答をした者 を出席者とし、4項、5項の規定を準用する。
- 7. 総会の議決は、自由学園理事長の同意を得た後、 発効する。

## 第15条 (財産)

本会の財産は下記のものとする。

- (1) 教育共助金
- (2) その他

#### 第16条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第17条 (規約の変更)

本会の規約は総会の決議を経た後、自由学園理事長の同意を得て変更することができる。

### 第18条 (解散)

- 1. 本会は、総会の決議を経た後、自由学園理事長の 同意を得て解散する。
  - 2. 残余財産は全額学校法人自由学園に寄付するものとする。

この規約は、2015年6月6日から施行する。

この規約は、2022年6月4日から施行する。

この規約は、2023年6月3日から施行する。

但し第7条3項のみ2024年4月1日から施行する。